

# Abeanary 通信



## ～トピックス～

1. 相続の基本 遺言書と遺留分
2. 税務カレンダー（2023年5月、6月の税務）
3. おすすめ書籍のご紹介

### 経営者の名言シリーズ

「そんな馬鹿なことはできない」と誰もが思うことならば、  
競争相手はほとんどいない

ラリー・ページ（Google創業者）

※経営者100の言葉より引用

### 相続の基本 遺言書と遺留分

#### ◆自分の財産をどうするのか書き残す

遺言書は自分の財産を誰に、どれだけ残すのかという意思を書面にしておくものです。遺言には大きな効力があり、遺言書さえあれば、遺産は基本的に遺言書通りに分割されます。スムーズに相続ができるようになり、遺産の分け方をめぐっての相続人の争いも少なくなるので「争続にならないために」といったキャッチコピーでお勧めされることも多いようです。

#### ◆3種類の遺言書

遺言書には3つの種類があります。

①自筆証書遺言：自分で記述し、証人が不要、保管も自分でできるので手軽に作成でき、費用がかからないのがメリットですが、形式に厳格なルールがあるため、無効になりやすいデメリットがあります。また、自筆証書遺言の保管者や発見した相続人は遺言書を家庭裁判所に提出して「検認」を請求しなければなりませんので、相続人にとっては若干の負担となります。ただし、令和2年7月から運用が開始された法務局への自筆証書補完制度を利用した場合は検認の必要はなくなります。

②公正証書遺言：公証役場に依頼し、公証人が記述する遺言書です。公証役場で原本を補完してくれるので、紛

失等のリスクが少なく、検認も不要です。また、公証人に自宅や病院に出向いてもらって作成ができるため、文字を書けない状態でも作成が可能です。ただし、証人が2人必要となり、自筆証書遺言に比べると作成費用や手間がかかります。

③秘密証書遺言：内容を秘密にしたまま存在だけを公証役場で認証してもらえる遺言書です。遺言書があるという事実を確実にするのが目的です。遺言の内容をあまり知られたくない場合等に使うようですが、無効になりやすい、紛失や隠蔽、発見されないリスクがあり、あまり使われていません。

#### ◆遺言は遺留分に気をつけて

遺留分とは、一定の相続人に対して、遺言によっても奪うことができない遺産の一定割合のことです。

遺留分があるのは、配偶者、子（代襲相続人含む）、直系尊属（被相続人の父母、祖父母）で、兄弟姉妹は遺留分を有しません。

## 2023年5月の税務

5月10日

- 4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

5月15日

- 特別農業所得者の承認申請

5月31日

- 個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知
- 3月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

- 9月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
- 消費税の年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 消費税の年税額が4,800万円超の2月、3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(1月決算法人は2ヶ月分、個人事業者は3ヶ月分)<消費税・地方消費税>
- 確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付

- 自動車税(種別割)の納付(5月中において都道府県の条例で定める日)
- 鉦区税の納付(5月中において都道府県の条例で定める日)

## 2023年6月の税務

6月12日

- 5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額(前年12月~当年5月分)の納付

6月15日

- 所得税の予定納税額の通知

6月30日

- 4月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 10月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
- 消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(2月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>

- 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分)(6月、8月、10月及び1月中(均等割のみを課する場合にあっては6月中)において市町村の条例で定める日)

## おすすめ書籍のご紹介

### いつも機嫌がいい人の小さな習慣

仕事も人間関係もうまくいく88のヒント



ジャンル	自己啓発・マインド	
著者	有川真由美	
出版社	毎日新聞出版	
定価	1,430円(税込)	出版日 2019年10月30日
評点		
総合	3.7	明瞭性 4.0
革新性	3.0	応用性 4.0

「いつも機嫌がいい人」は、見ているだけで気持ちがいいものだ。機嫌がいい彼らの周りには人が集まってきて、また、様々なチャンスや幸運も引き寄せられているように見える。彼らの機嫌のよさの秘訣は何か、そしてどう機嫌のよさを保っているのだろうか。

そんな小さな疑問に答えてくれるのが本書である。本書によれば、「いつも機嫌がいい人」とは、心を明るくしようとする習慣のある人だ。本書では、誰もが機嫌のいい人になれる「88の小さな習慣」を紹介している。

本書で紹介される習慣は、自分ひとりで完結するものもあれば、「挨拶するときは相手に体ごと向ける」「相手が断りやすいように頼む」「感情的な行動をとらない」といった、周囲へのさりげない気配りも多い。このような行動を重ねていけば、自分だけではなくまわりの人たちの気分が上がることは、容易に想像できる。機嫌がいい人は、自分だけでなく周囲の機嫌にも心を配り、人生にポジティブな流れを生み出しているようだ。

◆◆◆詳細が気になった方は、「フライヤー」をご利用ください◆◆◆

書籍要約サービス「フライヤー」の詳細・お申込みはこちら



株式会社 アビーナリーマネジメント  
税理士法人 アビーナリーマネジメント  
株式会社 アビーナリーネクスト



〒980-0811  
仙台市青葉区一番町1-9-1  
仙台トラストタワー7F  
TEL: 022-225-5090  
FAX: 022-225-5091  
<https://abn-m.or.jp>